

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

1 開催日時

令和2年2月27日（木） 開会 午後2時00分 閉会 午後3時30分

2 開催場所

庁議室

3 出席者

本部長：市長、副本部長：副市長、教育長

本部員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長

4 議事の要旨

(1) イベント等の中止及び延期の方針について

- ・ 愛知県内において、患者数が増加し続けている状況や、首相発言や専門家会議の意見を踏まえ、本市のイベント等についての対応方針は、次のとおりとする。
 - ① 来場者の特定できないイベント等は、中止するか延期する。
 - ② 来場者が特定できても、感染すると重症化のおそれがある高齢者、基礎疾患保持者、妊婦及び乳幼児が参加するイベント等は、中止するか延期するかを状況に応じ判断する。
 - ③ イベント等を開催する場合は、会場でのアルコール消毒、手洗い、咳エチケット、換気等一般的な感染防止策を行う。
 - ④ 対象期間は、3月15日までとする。
- ・ 3月15日（日）以降のイベント等については、現段階では、本日決定の方針を参考に各課等での判断となるが、今後の国等の対応状況を踏まえながら、対策本部会議で、期間の延長等についても検討していく。
- ・ 3月15日以降のイベント等の中止又は延期の判断については、3月15日までの中間時点を目途に対策本部会議を開催し検討する。
- ・ 今後の対策本部会議については、1週間に1回程度の開催を予定する。
- ・ 本日決定したイベント等についての方針については、市民にわかりやすい表現で発信していく。

(2) 使用料及び利用料の還付について

- ・ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルについては、全て還付する。

- ・ 既に新型コロナウイルス感染症に起因し、キャンセルしている事業についても今回の方向性を踏まえ、遡及し対応する。
- ・ 使用料及び利用料の還付など施設間で対応が違わないよう財産経営課を中心に関係課で調整を図り事務を進めること。

(3) 職員の時差出勤（変則勤務）について

- ・ 対象は、正規職員であるが、非常勤嘱託員、臨時職員の勤務時間についても、正規職員の時差勤務の趣旨を踏まえ、各所属長が勤務時間の調整を行う。
- ・ 実施期間については、現段階では令和2年3月31日までとする。
- ・ 時差勤務の実施時期については、来週から開始できるよう事務を進める。

(4) その他

- ・ 現在、休憩時間（正午から午後1時まで）の食堂内が、職員の利用で混雑しているため、感染防止の観点から、各課等において、職員の休憩時間を午前11時から午後2時までの間で分散して取得するなど、食堂内の混雑回避に努める。
- ・ イベント等の情報については、情報課で取りまとめて市ホームページに掲載していくため、中止又は延期となるイベント等は情報課に連絡すること。